

令和2年度農作物鳥獣害防止対策事業（単市）について【ご案内】

令和2年度津山市農作物鳥獣害防止対策事業として、イノシシなどの鳥獣による被害から、田畑の稲や野菜等の被害を防ぐため、防護柵等の設置に関する補助金を交付します。

ご要望の方は、補助金交付内示申請書と関係書類を下記までご提出ください。

記

- 1 受付期間 令和2年2月3日（月）～令和2年3月31日（火）
※ 4月以降の申込みについては、予算の範囲内で先着順で受付を行います。
- 2 令和2年度実施予定事業
農作物鳥獣害防止対策事業（単市）
（資材費の1/2以内を支給予定で10万円を限度とする。予算の範囲内で支給。）
- 3 事業内容・採択要件等
別紙（事業内容・採択要件等に関する一覧）のとおり
- 4 提出書類

○津山市農作物鳥獣害防止対策事業補助金交付内示申請書 1部

○見積書 1部

（一貫して、見積金額は確定済のもので、金額の変更は不可）

○設置予定位置図（地図） 1部（設置予定箇所を色ぬりのこと）

→情報政策課 地図情報係（4階）でも地図を入手可能（有料）

※位置図には地番・管理者の氏名を記載し（別紙に記載でも可）、受益農家の戸数がわかるようにしてください。

○市税等の滞納がないことを証する書面 1部→税制課（2階）で完納証明書を入手可能（有料）

※（注）市外在住の方は、お住まいの市町村で証明書を入手願います。

書類の提出先

〒708-8501

津山市山北520 津山市農林部森林課

☎（0868）-32-2078

又はお近くの支所産業建設課・出張所地域振興課

○事業内容・採択要件等に関する一覧

	補助金
事業主体	個人農業者等（1戸又は2戸） <u>（注）令和2年度事業分より津山市内で農業を営む市外在住の方も対象となります。</u>
支給されるもの	補助金（資材費の1/2以内で10万円を限度。予算の範囲内）
事業の採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1団地あたり50メートル以上の施設を設置すること ・ 3戸以上での設置が困難な場合で、個人等が設置するものを補助対象 ・ 市税等に滞納がないこと
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付内示申請書 1部 ・ 見積書 1部 （一貫して、見積金額は確定済のもので変更不可） ・ 設置予定位置図（地図） 1部（設置予定箇所を色ぬりのこと） →情報政策課 地図情報係（4階）で地図を入手可能（有料） <u>（注）位置図には地番・管理者の氏名を記載し、受益農家の戸数がわかるようにしてください。</u> ・ 市税等（※）の滞納がないことを証する書面 1部 （税制課（2階）または支所市民生活課・出張所地域振興課で完納証明書を手入手可能（有料）） <u>（注）市外在住の方は、お住まいの市町村で証明書を手入手願います。</u>
受付期間	令和2年2月3日（月）～ 令和2年3月31日（火） <u>（注）4月以降の申込みについては予算の範囲内で先着順で受付を行います。</u>

<注意事項>

- ①補助金の割当内示の時期は未定ですので、決定後早急に申請者にご連絡します。
- ②**事業実施は、補助金の内示通知の後となりますので、事前着工はできません。**
- ③今回提出いただいた見積額で補助金額を算定します。資材単価の増額により、設置時に地元負担額が増える場合がございますのでご了承ください。（減額となる場合は、減額変更の手続きが必要となります）
- ④**事業は予算の範囲内で対応しますので、ご要望の全額を支給できない場合があります。**
- ⑤**各人にて資材費（事業費）の全額を負担することになりますので、ご注意ください。**
補助金の支給は、申請者からの実績報告書の提出後、市が実地検査を行った後、ご指定のありました口座へ支払い（振り込み）となります。
- ⑥年度内で、複数回の申請はできませんので、ご注意願います。

（※）市税等…市税、国民健康保険料、介護保険料または後期高齢者医療保険料